

パブリックコメント検討結果報告書

1 前文

平成26年6月10日から平成26年6月30日までの間、清瀬市いじめ防止基本方針（案）に対する意見募集を行った結果、1名の方から2件の意見が提出されました。

そこで、これらの意見を適宜要約し、項目ごとに整理したうえで、意見に対する清瀬市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条により次のとおり公表します。

2 提出された意見の概要と回答

意見等の概要	意見件数	回答
<p>6 学校における取組 （3）学校におけるいじめ防止等に関する基本的な取組 開発的アプローチ（未然防止） いじめに向かわない態度・能力の育成のために、児童生徒に対し、コミュニケーション能力・問題解決能力を育む教育・指導を行っていることを明記すべきである。</p>	1	<p>学校では、授業や学級活動等、様々な活動で自力解決、自他のよさや違いの認め合い、役割と責任の自覚等を経験させるとともに子供たちの自主的な活動を積極的に推進してまいります。その取組の中で、子供同士あるいは子供と大人の間でのコミュニケーション能力を高め、自力解決を基にした問題解決能力を育ててまいります。その意味で、表記を新旧対照表のとおり修正しました。</p>
<p>6 学校における取組 （3）学校におけるいじめ防止等に関する基本的な取組 問題解決的アプローチ（早期対応） いじめをした児童生徒がいじめを行った背景や、同児童生徒の人権への配慮の必要性も明記すべきである。</p>	1	<p>いじめた子供に対していじめは決して許されないことは、確実に、教育的配慮のもとで指導することが大切です。また、いじめの再発を防ぐ意味から、いじめた子供の背景を十分に把握し、子供自らが自己の内面を振り返り、同じ過ちを繰り返さないようにする指導を、教育委員会や関係機関と連携しながら進めてまいります。また、「5 清瀬市における取組（4）いじめ防止等に関する具体的な取組」に示した通り、学校における取組を、清瀬市は関係機関、保護者、地域と連携を密にし、適切に進めてまいります。</p>

3 新旧対照表

改正案	現行
<p>はじめに</p> <p>一人一人の子供が健やかに成長することは、全ての人々の願いです。次代を担う、無二の宝である子供たちが、夢と希望を抱き、生き活きと成長していくことができる社会を、我々大人は実現しなければなりません。</p> <p>いじめは、人間としての尊厳を否定する行為であり、決して許されるものではありません。</p> <p>いじめを防止するのみならず、<u>支え合う社会を創るために、市民全てが、いじめを含む人権に関する課題意識を共有するとともに、自己の役割と、各市民が安心して過ごせるような豊かな社会や集団をつくる推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 いじめ問題への取組の基本的な考え方</p> <p>(2) 体験的な活動を核として子供たちの豊かな心を育みます</p> <p>(略)</p> <p>清瀬市の学校では、日常の授業や生活指導を通していじめは決して許されないことを確実に指導するとともに、道徳授業の充実や、赤ちゃんのチカラプロジェクト、認知症サポーター養成講座等の体験活動を<u>家庭・地域と協働して拡充し</u>、子供たちの豊かな心を育みます。</p> <p>(略)</p> <p>5 清瀬市における取組</p> <p>(3) 市長の付属機関の設置（法第30条、第31条による）</p> <p>重大事態に際して、教育委員会から報告を受けた場合、市長は、必要があると認められるときは、公平、公正を期するための<u>再調査を実施するとともに議会に報告します。</u>本再調査を実施する主体が本付属機関であり、心理、福祉等に関する専門家や弁護士、有識者等で構成されます。</p>	<p>はじめに</p> <p>一人一人の子供が健やかに成長することは、全ての人々の願いです。次代を担う、<u>社会の無二の宝</u>である子供たちが、夢と希望を抱き、生き活きと成長していくことができる社会を、我々大人は実現しなければなりません。</p> <p><u>しかし、今も、いじめの被害により苦しむ子供がいることも事実です。</u>いじめは、<u>子供たち一人一人の人間としての尊厳を否定する行為</u>であり、決して許されるものではありません。</p> <p>いじめを防止するのみならず、<u>健全な育成を期するためには、市民全てが、子供のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割と、子供が安心して過ごせるような豊かな社会や集団をつくる推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 いじめ問題への取組の基本的な考え方</p> <p>(2) 体験的な活動を核として子供たちの豊かな心を育みます</p> <p>(略)</p> <p>清瀬市の学校では、日常の授業や生活指導を通していじめは決して許されないことを確実に指導するとともに、道徳授業の充実や、赤ちゃんのチカラプロジェクト、認知症サポーター養成講座等の体験活動の<u>拡充を進め</u>、子供たちの豊かな心を育みます。</p> <p>(略)</p> <p>5 清瀬市における取組</p> <p>(3) 市長の付属機関の設置（法第30条、第31条による）</p> <p>重大事態に際して、教育委員会から報告を受けた場合、市長は、必要があると認められるときは、公平、公正を期するための<u>再調査を実施します。</u>本再調査を実施する主体が本付属機関であり、心理、福祉等に関する専門家や弁護士、有識者等で構成されます。</p>

<p>(4) いじめ防止等に関する具体的な取組 予防的アプローチ（早期発見）</p> <p>(略)</p> <p>清瀬市では、全ての教職員がいじめを起こさない、見逃さないように指導力の向上を図るとともに学級経営診断や市独自いじめ調査等を実施し、また、総合相談支援センターを中心とした相談体制の整備を進めることを通して市民窓口としての機能の強化を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 重大事態への対処</p> <p>重大事態では、専門家や関係者を含めた組織的対応が必須です。重大事態となった場合は、清瀬市では、校内組織と総合相談支援センター（平成 29 年度までは教育相談センター）を中心として組織的に対応するとともに、いじめられた子供を守ることを基本として、地域社会とも連携した社会総がかりの取組を進めるとともに市長の附属機関に報告します。</p> <p>(略)</p> <p>6 学校における取組</p> <p>いじめを発生させないためには、子供たちが周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心な学校生活を送ることが大切です。そして、全教職員が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことや、日常的に子供たちの様子を把握し適切な対応が進められるようにすることが不可欠です。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 組織等の設置（法第 22 条による）</p> <p>学校は、いじめ防止等のため、学校基本方針に基づき、学校の実情に応じた対策を実効的に推進するための組織を置き、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立します。また、<u>教育委員会や関係機関と適切に連携し、組織的にいじめの問題に取り組むための中核となる役割を担います。</u>組織の主な所掌事項は以下のとおりです。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) いじめ防止等に関する具体的な取組 予防的アプローチ（早期発見）</p> <p>(略)</p> <p>清瀬市では、全ての教職員がいじめを起こさない、見逃さないように指導力の向上を図るとともに学級経営診断や市独自いじめ調査等を実施し、また、総合相談支援センターを中心とした相談体制の整備を進めるとともに市民窓口としての機能の強化を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 重大事態への対処</p> <p>重大事態では、専門家や関係者を含めた組織的対応が必須です。重大事態となった場合は、清瀬市では、校内組織と総合相談支援センター（平成 29 年度までは教育相談センター）を中心として組織的に対応するとともに、いじめられた子供を守ることを基本として、地域社会とも連携した社会総がかりの取組を進めます。</p> <p>(略)</p> <p>6 学校における取組</p> <p>いじめを発生させないためには、子供たちが周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心な学校生活を送ることが大切です。そして規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを<u>全教職員が行っていくこと</u>や、日常的に子供たちの様子を把握し適切な対応が進められるようにすることが不可欠です。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 組織等の設置（法第 22 条による）</p> <p>学校は、いじめ防止等のため、学校基本方針に基づき、学校の実情に応じた対策を実効的に推進するための組織を置き、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立します。また、<u>教育委員会と適切に連携し、組織的にいじめの問題に取り組むための中核となる役割を担います。</u>組織の主な所掌事項は以下のとおりです。</p> <p>(略)</p>
---	--

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する基本的な取組

開発的アプローチ（未然防止）

(略)

学校では、授業や学級活動等、様々な活動を通してコミュニケーション能力を育成するとともに、自他のよさや違いの認め合い、役割と責任の自覚等を経験させることで子供たちの自主的な活動を積極的に推進します。さらに、赤ちゃんや障害のある方と触れ合う活動等を通した命と人権教育を教育活動全体で推進する中で、生命の尊さを体験的に学ぶとともに、「あいさつプラス一言運動」等の取組を通して子供の自尊感情や自己肯定感を育みます。

(略)

予防的アプローチ（早期発見）

いじめは、ときに遊びやふざけ合いを装って行われる等、大人が気づきにくく判断しにくい場合があることを認識する必要があります。

学校では、日頃から子供の見守りや教職員との信頼関係の構築等を図り、子供が示す小さな変化やサインを見逃さないように努めます。また、定期的なアンケート調査や教育相談により実態を把握するとともに、教職員相互の積極的な情報交換や「だれでも相談活動」等の具体的な取組を進めることで、子供が相談しやすい環境をつくります。加えて、学校から保護者・地域に対して積極的に情報を発信し、地域ぐるみでいじめの早期発見に努めます。

(略)

7 保護者や地域の方々へ

清瀬市は、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」をまちづくりの理念として掲げ、全ての市民が協力してものごとに取り組み、自分や自分以外の人の生命や人権を尊重し、思いやりの心を育むとともに、一人一人が「人間」としての尊さが守られる社会を目指しています。一方、社会の変化に伴い、いじめ問題は多様化・複雑化・深刻化しており、学校だけでは解決が難しくなっています。

学校は、子供たち一人一人が生涯に渡って心豊かに、自分の意思や判断で行動しものごとを創り出していく力を育て、社会を構成する一員

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する基本的な取組

開発的アプローチ（未然防止）

(略)

学校では、授業や学級活動等、様々な活動で自力解決、自他のよさや違いの認め合い、役割と責任の自覚等を経験させることとともに子供たちの自主的な活動を積極的に推進します。また、赤ちゃんや障害のある方と触れ合う活動等を通した命と人権教育を教育活動全体で推進する中で、生命の尊さを体験的に学ぶとともに、「あいさつプラス一言運動」等の取組を通して子供の自尊感情や自己肯定感を育みます。

(略)

予防的アプローチ（早期発見）

いじめは、ときに遊びやふざけ合いを装って行われる等、大人が気づきにくく判断しにくい場合があることを認識する必要があります。

学校では、日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す小さな変化やサインを見逃さないように努めます。また、定期的なアンケート調査や教育相談により実態把握を進め、教職員相互の積極的な情報交換や「だれでも相談活動」等の具体的な取組を進めることで、子供が相談しやすい環境をつくります。加えて、学校から保護者・地域に対して積極的に情報を発信し、地域ぐるみでいじめの早期発見に努めます。

(略)

7 保護者や地域の方々へ

清瀬市は、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」をまちづくりの理念として掲げ、社会を構成する全ての人々が協働し、自他の生命や人権を尊重し、思いやりの心を育むとともに、一人一人が人間としての尊厳が守られる社会を目指しています。一方、社会情勢の変化に伴い、いじめ問題は多様化・複雑化・深刻化の様相を呈しており、学校のみでの解決が困難となっています。

学校は、子供たち一人一人が生涯に渡って心豊かに、主体的・創造的に生きる資質を養い、社会の形成者として必要な能力や態度を養う場です。今、その学校においていじめによる被

として必要な能力や態度を養う場です。今、その学校においていじめによる被害に苦しむ子供がいることを、我々大人は重く受け止めなければなりません。

家庭は、子供に対するたくさんの愛情をもとにして、生命を大切にする心や思いやりの心等を育む責任があります。いじめ問題については、家庭で十分な話し合いをもつとともに、保護者が強い意志をもって、いじめは絶対に許されない行為であることを示す必要があります。これら、各家庭における責任を社会全体で共有していくためには、学校における命の教育や道徳授業地区公開講座等に積極的に参加したり、円卓会議や学校運営連絡協議会等、地域におけるいじめ問題解決のための取組にできる限り参加したりすることが求められます。ぜひ各家庭が自らの責任を確実に果たすと共に、学校・地域と力を合わせ、いじめのない社会を創るために共に行動してほしいと願います。

地域は、子供の社会生活を送るための能力を飛躍的に広げます。子供たちが自らを成長させる様々な活動をすることができる居場所であり、当たり前の行動や善い行いを認め、褒める存在であってほしいと思います。反対にいじめだけでなく、ルールを破ったり周りの人々に迷惑をかけたりする子供たちの行為を目にした時は、厳しく注意を与えたり、子供の反省を促すように話し、聞かせたりする役割を果たしていただきたいと願います。

いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応のための学校の取組は教職員自らの専門性を発揮しながら進められることが基本となりますが、家庭・地域との連携によって、より効果的な取組となります。日頃から学校を訪問し、授業等を参観することで教育活動への理解を深め、不安なことがあれば直ぐに学校へ相談するという、学校・家庭・地域が協力して社会総がかりの取組を進めていただけることを期待します。

害に苦しむ子供がいることを、我々大人は重く受け止めなければなりません。

家庭は、子供に対する無償の愛を礎として、生命尊重や思いやりの心等を育む責任があります。いじめ問題については、家庭で十分な話し合いをもつとともに、保護者が毅然とした態度で、いじめは絶対に許されない行為であることを示す必要があります。

これら、各家庭における責任を社会全体で共有していくためには、学校における命の教育や道徳授業地区公開講座等に積極的に参加したり、円卓会議や学校運営連絡協議会等、地域におけるいじめ問題解決のための取組にできる限り参画したりすることが求められます。ぜひ各家庭が自らの責任を確実に果たすと共に、家庭・学校・地域が協働していじめのない社会を創るための行動を起こしてほしいと願います。

地域は、子供の社会性を飛躍的に広げます。子供たちが様々な活動をすることができる居場所であり、善い行いに対して認め、褒める存在であってほしいと思います。反対にいじめのみならず、ルールを破ったり他者に迷惑をかけたりする子供たちの行為を目にした時は、厳しく注意を与えたり、諭したりする役割を果たしていただきたいと願います。

いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応のための学校の取組は教職員自らの専門性を発揮しながら推進されることが基本となりますが、家庭・地域との連携によって、より効果的な取組となります。日頃から教育活動を参観することで教育活動への理解を深め、不安なことがあれば直ぐに学校へ相談するという、学校・家庭・地域が協働する社会総がかりの取組を進めていただけることを期待します。